（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則第一条第一項及び第二項の規定は非訟事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第五条の規定は非訟事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。この場合において、同規則第一条第二項中「陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ」とあるのは、「調書を作成し、記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第十六条）

第十二条　非訟事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条第一項の規定を、非訟事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは、「書面で」と読み替えるものとする。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第二十八条）

第十七条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定（同規則第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項及び第二十六条後段の規定を除く。）は、非訟事件の手続の費用（第四十八条において「手続費用」という。）の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第一項」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第三十六条第一項」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第三十一条）

第二十一条　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、非訟事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第三十三条）

第二十八条　法第三十三条第三項の期日において、同条第四項に規定する方法によって専門委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

２　専門委員に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。

（受命裁判官の期日指定等・法第三十四条）

第三十条　受命裁判官又は受託裁判官が行う非訟事件の手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一条の規定は非訟事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は非訟事件の手続における催告及び通知について、同規則第五条の規定は非訟事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第十六条）

第十二条　非訟事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、非訟事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条前段の規定を準用する。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第二十八条）

第十七条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、非訟事件の手続の費用（第四十八条において「手続費用」という。）の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは、「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第三十一条）

第二十一条　民事訴訟規則第六十八条から第七十六条まで及び第七十七条前段の規定は、非訟事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「非訟事件手続規則第二十条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「終局決定に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十七条第二項」と読み替えるものとする。

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第三十三条）

第二十八条　法第三十三条第三項の期日において、同条第四項に規定する方法によって専門委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

［新設］

２　専門委員に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び通話先の電話番号を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができる。

（受命裁判官の期日指定・法第三十四条）

第三十条　受命裁判官又は受託裁判官が行う非訟事件の手続の期日は、その裁判官が指定する。